ても、

年次有給休暇権の法的性質について

蓼

沼

謙

けではない。民間では慰労休暇、官庁では賜暇とよばれー一戦前のわが国にも労働者の休暇制度がなかったわ

るものが存在した。しかし、これらはその言葉じたいに

示されているように、たとえ事実上定期に与えられてい

使用者が恩恵的に与えるものにすぎず、労働者が

の成立によってはじめて生れたものである。休暇の制度は、わが国では、第二次大戦後の労働基準法った。労働者の権利という基本観念に立脚する年次有給権利としてこれを要求しうるという性質のものではなか

数に応じて休暇日数の増加する年次休暇を与えるべきこた。一年以上の継続勤務者に対しては最低六日、勤続年この制度の創設にあたっては、国際的水準が考慮され

と、年次有給休暇という場合の有給とは、休暇期間に対と、年次有給休暇という場合の有給とは、休暇期間に対と、年次有給休暇に関する条約」「九三六年)とで共通である。現行労基法は、継続勤務一年以上の者に対し、前年度の出勤率八割以上を条件として、最低六日、以後勤続度の出勤率八割以上を条件として、最低六日、以後勤続にいたる年次有給休暇制度を設けている。(なお、休暇期間の各日に対しては通常の賃金でなしに、平均賃金または〔一定の要件のもとで〕健保法上の標準報酬を支払うのでもよいことになっている。)

く、欠勤日をこれにふりあてて出勤扱いにする便法としに即して利用・運営されていない。年次有給休暇は、多二」ところが、せっかくのこの制度が制度本来の趣旨

の日 ることが、 出され、その結果、年次有給休暇の無制限の分割付与 らぬ労働者側から『こまぎれ休暇』も認めよとの要求が ところが、 定めており、 分割付与は六日を超える休暇日数についてのみ認める旨 休暇の最低日数六日は、 しかすぎない。そこで、 りかえるためのこまぎれ休暇では、 ることを要請するものと解される。欠勤日を出勤日にふ なった。週休制(五条一)のほかに年次休暇制が設けられて た。そのために、休暇は《こまぎれに》とられることに る労働者の場合に、この便法がさかんに利用されてき な利用方法がとられ、 と、あるいは微妙に影響するところでは、欠勤してもそ て利用されてきた。 について継続的に、 いるのは、 (もっとも一日未満の分割付与は認められない が)も 許 さ れ の賃金を差引かれない月給者の場合でも、このよう 法文中に明記されることになった。この労働 後者が、ほんらい、ある程度まとまった日数 わが国の場合、 立法例でもこれと同旨のものが見られる。 勤務からの解放を保障するものであ 出勤日数が賞与その他にはっきり とくに欠勤すれば賃金を差引かれ 分割して付与してはならない、 前にあげたILO五二号条約も、 労基法の制定に際して、 実は、休日の変形に 他な

づくものであった。な施設がなければどうしようもない、という理由にもとりエーション等のために有効につかうことのできる低廉もてあますだけだ』即ち、何日間かにわたる休暇をリク者側の要求は、『ヒマだけもらっても、カネがなければ

与えしかもそれによって、事業の正常な運営のストップ 年以上の被用者に対して、前年度の出勤率が八割以上で 新しい休暇制度の運用を前提にした雇用人員を確保して を妨げるというようなことは起りえないであろう。しか 与えるにすぎないのであれば、 り休日もろくにとらずに営々と勤めてきた、ごく少数の ことは、ふつうに勤めている労働者にはだいたい休暇を あれば、最低六日から最高二〇日までの休暇を付与する いない、という事情である。 上もとれない特殊な事情があった。それは、各企業が、 従業員に対し、使用者の気の向いたとき〃慰労〃 とる権利が生ずる、ということを意味する。長年にわた よう要求している。 しかし、休暇を、とくに継続してでは、法律上も実際 ふつうに勤めている多数の労働者にもれなく休暇を 出勤率八割以上を条件とするという 新しい休暇制度は、 休暇が事業の正常な運営 休暇を 勤続

請しているとみることができる。 されても、 て困難となってくる。 職場で労働者の一人がまとめて休暇をとることは、 の確保が事業運営上考えられていない。そのため、 はり要員が確保されていないことにあると思われる。 なくならないであろう。 か休暇をとれない事情の存するかぎり、 ならしめるに必要な人員を常態的に雇用すべきことを要 即してまとめてとられていない最も大きな理由は、 .僚労働者に仕事のしわよせがいくために、実際上極め 労働者側でさきにのべたようなこまぎれにし もちろん、 しかし休暇が、 ところが、かかる要員 かかる要員の確保がな こまぎれ休暇は 制度本来の趣旨 他の ある Þ

> いては、 求した日に休暇を与えることは事業の正常な運営を妨げ うな、 配慮する場合でも、 する者の手配をして、 前に休暇の請求をし、 者側からの抗弁に逢着することになる。 るからできない、という、 とが多いので、この請求がかなり前になされないと、 れていないなかで、 次有給休暇計画もなく休暇を考えての要員の確保もなさ 後にのべるように問題があるが、これまでのところ、 めている (三班条)。ここにいう「時季」の意味については 時季に与えなければならない」としつつ、「但し請求され おいては、 た時季に与えることが事業の正常な運営を妨げる場合に 妨げられることのないよう、 現行法は、年次有給休暇によって事業の正常な運営を 具体的な日時を指定しての休暇請求のなされるこ その職場または企業で交替でリクリエー 他の時季にこれを与えることができる」と定 リクリエーションのための休暇につ 何月何日から休暇をほしいというよ 使用者側で休暇中かわりに仕事を 請求した日に休暇がとれるように 法律でも認められている使用 休暇は 「労働者の請求する しかし、 かなり ショ 年

度は、

使用者に対し、

多数の労働者に対する休暇の付与

正常な運営を妨げることなく運営される年次有給休暇制

を事業運営上の恒常的

一条件と考え、

これを実際に可能

運営に支障を来さないように、

それを計算にいれた雇用

つまり、事業の

のであれば、

多数の労働者が交替で休暇をとっても事業の正常な運営を常時確保したいという語しというべきものをたてなければならな

次有給休暇計

そして、

や障害をきたさないようにするためには、

あらかじめ年

人員を確保しておかなければならない。

の

ために休暇をとるという態勢が労働者側にできてい

休暇中かわりに仕事をしてくれることになった同

٤

ない。 は、 同僚労働者の側で仕事のしわよせがきてもやむをえない 休暇をとるからあとは宜しく』とは実際上なかなか言え るにすぎないこととなる。 ることが不可能であるような場合に、 慶弔休暇の所定期間内では慶弔の行事をすまして帰来す 制度を設けている事業所が多いから、 葬式等については、一定期間にわたる有給の慶弔休暇の 実際上とれない結果となる。そして現在、かかる結婚、 とあきらめて文句をいわないような場合にしか、休暇は 年次休暇は、 そこで本人や近い親族の結婚、 僻地に赴かなければならぬ場合など、 重病、 補充的に利用され かかる事業所で 葬式など、

現われることとなる。
現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

現われることとなる。

た裁判例にも触れながら、

考察していくことにする。

Ļ 年の年次有給休暇計画の策定について全く触れていない 説に対する批判に答えあるいは反批判を加えながら、 の問題を、 が国への定着を妨げることになるであろう。以下に、こ くれた現実ベッタリの解釈論は、 近づける力は実際に期待できない。さればといって、 た現実とあまりにもかけ離れていたのでは、 かしかかる解釈・構成が可能だとしても、それがおくれ 釈・構成の努力が最大限試みられなければならない。し とが可能なのではないか。 度の本来の趣旨にあわせてその内容を解釈・構成するこ ているが、それでもなお、休日制度と区別された休暇制 にある。現行三九条およびその付属規定はたしかに、毎 をどれほど付与すべきか、また付与しうるか、という点 本来の趣旨に適合した・右の現実よりも進んだ意味内容 現実との関係において、 法三九条の解釈問題が生ずる。 このような年次有給休暇制度の現実を前にして、労基 既に述べたように休暇の無制限分割付与さえ容認し 請求権説、 形成権説に対する私の時季指定権 現行労基法三九条に、この制度 少なくともその方向への 問題の焦点は、 年次有給休暇制度のわ 現実を法に おくれた

僚労働者に対して、"リクリエーションに 出かけるため

定している。 た時季に与えることが事業の正常な運営を妨げる場合に の請求する時季に与えなければならない。但し請求され 三項で「使用者は前二項の規定により有給休暇を労働者 者に「与えなければならない」かを定めるとともに、 用者は年次有給休暇を、どのような要件のもとで、労働 おいては、他の時季にこれを与えることができる」と規 労基法三九条は、その第一・二項(および五項)で、 第 使

その後、 生ずる請求権であり、 など)ように、 権は「請求」という文字にかかわらず、他にも例がある 氏によって唱えられたが、やがて後藤教授は、この休暇 いかぎり使用者は承諾を強制されているとする説が慶谷 休暇権は、 「請求」の法律上の性質論であった。 (借地法上の地上建物買取請求権、 まず問題としてとりあげられたのは、 後説にくみする立場(少なくとも「形成権的」性格 使用者の承諾をまって就労義務からの解放が 形成権に他ならないとの説を提唱された。 ただ三項但書所定の事由の存しな 借家法上の造作買取請求権 はじめ、 右にいう 年次有給

る。

この対立のなかで前者を支持する説もあった。 権利とする立場を含む) および一裁判例が現わ れ たが、

骨子のものであった。 権説ともいうべきものを主張した。それは、 私は、 これらの請求権説、 形成権説に対して時季指定 次のような

にかかわるのではなしに、「時季」のみにかかる語であ うに解するのは不当である。 「請求」は付与義務の 成否 を与えなくても使用者は罰則の適用をうけないというよ 行使とみるかにかかわらず、「請求」がない場合には年休 労働者からの「請求」を請求権の行使とみるか形成権の を怠った場合には所定の罰則(全一分)の適用を免れない。 比べてみても明らかである。 ことを示す文言のある第七条・六五条・六七条の規定と (および五項)の要件のもとで毎年具体的に発生し、これ (1) この点は、労働者の請求がなければ付与義務のない 使用者の年休(年版)付与義務は、 三九条一項・二項

味する。 季節とほぼ同じ長さの期間すなわち約三カ月の期間を意 注意すべきである。それは「季節」と同義ではないが、 (2) 「時季」という言葉が用いられていることに特に 従って、三項にいわゆる労働者の 「請求」によ

年休の始期・終期を特定しうる。

ただし、「時季」の指定に際してそのなかでの年休の具

者は、 指定を後になす旨をとくに留保していないときは、 年休の具体的な始期・終期の指定をせず、また、かかる 定がなされた場合に、 が限定されるにすぎない。そして、 されるわけではなく、本条所定の六←二○日の休暇をそ っては、 なかに相当の余裕をもって配置しうる約三カ月の期間 その時季のなかの任意の日を選んで当該労働者の 年休の具体的な始期および終期が終局的に 労働者側でとくにその時季内での かかる「時季」の指 使用

(3)

を定めて休暇を「請求」する場合は、 翌日から何日までというように――、 バラバラにある日突然、 合にくらべ、 ではない。しかし、 して休暇をとる旨の休暇時季の指定も、 期の指定をすることも、また二以上の時季にわたり分割 視して、 たはその後に指定することはもとより、「時季」の語を無 体的な始期・終期についてまで、 はじめから特定の始期・終期を定めての休暇時 労働者が 前述の 相当の期間もおかずー 現にみられるように――全く 「時季」のみの指定をする場 時季の指定と同時にま 使用者側から事業 特定の始期・終期 排除されるわけ -例えば

þ

当でない。 かかる休暇の「請求」を本則としていると考えるのは妥 の正常な運営を妨げるという抗弁をうけやすく、本条

定

るというように解すべきではない。 って、 求」(請求権説ではこのほかこれに対する使用者の承諾)によ ように、 一つに限られるのではない。請求権説、 において、現行法上さまざまのものが認められており、 体的に特定される態様は、 その通りに直ちに特定するか否かのいずれかであ 労働者の「請求」を通じて休暇 休暇の具体的な始期・終期は、 (2)にのべた「時季」との関係 の始期・終期が具 労働者側の 形成権説のいう

付与が認められていることとの関係で、 ることから、消極的に、かかる「請求」も排除されない、 が休暇をなるべく労働者の希望する時季に与える点にあ 具体的な始期・終期を定めての「請求」は、休暇の分割 である。 さめられるべき約三ヵ月の期間が指定されるにすぎない ような、 の「請求」によっては、 そのような場合も否認されるわけではないが、 請求権説、 そのような休暇 形成権説がともにとっているような 休暇期間がそのなかに適当に 「時季」 の「請求」が本則なの 三項本文の趣旨 労働者

特定・ に不十分ながら表現されていた請求時季の一斉聴取とい 労働者に通知してその日に労働者が知らずに出勤しない 者側でこれを特定しうるとともに、 期のいつかはこれを問わぬ意思であるとみなして、 もとづく休暇時季の調整を経ての、 も認められる。 るというような方法を通じての休暇の始期・終期の特定 よう措置しなければならない。さらに旧施行規則二五条 て、 同 労働者の意思は当該時季内であれば休暇の始期・終 これによることは、 付与も、 決定による、 のといえる。 の休暇の特定・付与という制度に近い、 後にかかる指定をする旨の留保もしなかったとき K さらにはこれと年次休暇締切日制とを結合させ の立法例にみられるような年次有給休暇計画に 現行法上義務づけられていないだけであ むしろ、 年次有給休暇計画にもとづく休暇の また、請求時季の一斉聴取とそれに かような方法による特定のほう もとより現行労基法三九条に 特定後直ちにこれを あるいは労使の集団 より望ま 使用

が

味において、

「時季」

内での休暇の具体的な始期・終期を指定せず、

その「請求」をした場合に、とくにその

労働者が「時季」につき、

本来の意

というにとどまる。

かずに、 期 それに同意するというかたちでの時季指定も認 求」する場合についていえば、 労働者がバラバラに自分の好むときに、 定」といいかえた方が適切である。形成権説と請求権説 せざるを得ない。 らわれて、 求」という語が連想させる伝統的な市民法上の観念にと で承諾を強制されている申込と解するかの論争は、 と解するか、 ることを考えると、 い。このように、労働者の「請求」を通じての休暇の始 とることにしてはどうかとの使用者側の申入れに対 違反するものではない。さらに、休暇時季を使用者側 方的に決定することはできないが、 「請求」の方法としてともに前提している場合、 終期の特定については、 好む日数だけ始期・終期を定めて休暇 年休制度の本旨を十分にとらえていないと評 使用者の承諾を要するが むしろ、 三項にいう「請求」を形成権の行使 ここにいう「請求」 いろいろの経路が認められ 両説の間に結果において ある時季に休暇を 一定の要件のもと あまり期間も 心めてよ を「請 は

尾両教授は、 右にのべたような私の説に対し、 請求権説、 形成権説に対する私の批判に基 最近、 安 実質上ほとんど差はないであろう。

=

批判は次の如くである。をのべておられる。この批判に対する私の回答ないし反をのべておられる。この批判に対する私の回答ないし反本的に賛意を表されつつ、部分的に私の説に対する批判

る」(同書四八二頁)と書いたのである。もっとも私は じ長さの期間、 節と同視したことはない。「各季節またはそれとほぼ同 た吾妻教授編・註解労働基準法のなかで、 べき必要はない」とのべられる。しかし私の見解をのせ 与がみとめられていることからして、あえて季節と解す でよいとすることは理論の一貫性を欠き、 も労働者が休暇の始期と終期を特定している場合はそれ 味がない」といわれ、安尾教授も「時季を季節と解して のような制度のもとで季節を問題にすることは殆んど意 給休暇の分割について何の制限も設けていない。……こ ると解するのがすなおであろう。第二にわが労基法は有 節と書くべきである。それは季節を含めて時期を意味す う文字は完全にシーズンのことではない。それならば季 てしまうことにはかなりの疑問がある。 沼の理解するようにの意 有泉教授は、「時季という文字をそのように 即ち約三箇月程度にわたる期間を意味す ――筆者] ゆとりのあるものときめ 第一に時季とい 私は時季を季 休暇の分割付 △藜

みである。

しているとの両教授の批判には、私としては当惑するの八二頁)、「労働者が休暇時季として例えば、夏季を指定し」(四八四頁)とか、時季の例として季節をあげたが、これは筆が思わず走ってしまったためで、私が時季を季節と同視しているわけでないことは、このあとに再が、これは筆が思わず走ってしまったためで、私が時季を季節と同視しているわけでないことは、このあとに再が、これは筆が思わず走ってしまったためで、私が時季が、これは筆が思わず走ってしまったためで、私が時季が、これは筆が思わず走ってしまったためで、私が時季が、これは筆が思わず走ってしまったためで、私が時季が、これは筆が思わず走っているとの例として必要節と解わらも明らかなはずである。従って私が時季を季節と解からも明らかなはずである。従って私が時季を季節と解からも明らかなはずである。従って私が時季を季節と解からも明らかなはずである。従って私が時季を季節と解からも明らかなはずである。従って私が時季を季節と解からも明らかなはずである。従って私が時季を発しては当惑するのしているとの人は、思考を表しては当惑するので、

方法は認められないとする態度をとることはたしかにもとでは、「季節を問題にすることは殆んど意味がない」とのとか、時季を「あえて季節と解すべき必要はない」とのとか、時季を「あえて季節と解すべき必要はない」とのとか、時季を「あえて季節と解すべき必要はない」とのとが、時季を「あえて季節と解すべき必要はない」とののでに、無制限の分割付与が認められている現行法のつぎに、無制限の分割付与が認められている現行法の

(n)

既述のように、

現在のところ、

実際には、

年休は

されているという点の強調とともに、

でとれるだけの雇用人員を確保することを使用者は要請

あるいは同僚への気がねなしに、

することなしに、

ものとは、

私は考えない。

は次の点をあげうる。 は次の点をあげうる。 は次して考えない。その理由として必ど意味がない」とは決して考えない。その理由としてのど意味がない」とは決して考えない。その重要性を態様があるが、季節または約三ヵ月の期間について休暇態があるが、季節または約三ヵ月の期間について休暇をとるのではなく、三項にいう「請求」にはいろいろの

「殆んど意味がない」。しかしながら私は、

カン

かる態度

休制度の本旨に合致し、 れでもよいことになっているが、 られているのであり、こまぎれに、 こそ、「時期」でなしにとくに「時季」という文言が用い である。そして継続付与を本則たるべきものとするから められる関係で、 を特定しての休暇を請求し付与することも現行法上認め で「継続して」与えることを定めている。法文上はいず いと私は考える。 れるが、 現行法は年休を「分割して」与えることとならん それが本則ではなく、 消極的に否認されないというにすぎな かく解することが「理論的一貫性を欠 従ってそれが本則たるべきもの しかし、継続付与が年 無制限の分割付与が認 具体的な始期・終期

> ても、 間 らかであり、 問題になりえないであろう。しかし、これが現実だとし 時季即ち約三カ月の期間を指定するというようなことは 年休が用いられるとすれば、 等のために、または慶弔休暇に追加すべきものとして、 継続的にまとめてとれない事情があり、 とするのであれば、たしかに「時季」(=約三カ月の 上も法解釈上も不可能とは考えられない。これを不可能 は事実上ほとんど不可能であり、 て、 者であれば毎年年休をとる権利を取得することを認識し というわけではない。 来の趣旨に即した年休制度の運用が直ちに導き出される もちろん、右のような時季指定がなされるだけで制度本 れはあまりにも現実ベッタリの法解釈ではあるまいか。 の指定は「殆んど意味がない」かもしれないが、そ かかる労働者が全員年休を事業の正常な運営を阻害 もとより制度本来の趣旨に即していないことは明 しかも前者を後者が引き上げることが実際 しかし、 相当期間前に請求すること ふつうに勤めている労働 いわんや相当期間前に また結婚・葬式 期

右のような休暇時

二日前になされる年休の請求だけしかなされないので 具体的な始期・終期を特定しての、しかも、 のせるためになされなければならないところと考える。 とが、わが国現在の年休制度の実態を制度本来の軌道に 季指定が本則であることの認識を労使間に徹底させるこ わずか一、

暇は、 ことができ、またそれが適当なリクリエーション休暇と はないが、これは慶弔休暇の制度によってまかなわれる して用いられるのが、 しえない。なお、結婚式とくに葬式に参列するための休 されてしまうであろう。現行法が分割付与を認めている 休権は使用者側のいわゆる時季変更の抗弁によって阻止 とはいえ、 が望ましく、 よほどの事業閑散期ででもなければ、労働者側の年 あらかじめきめておくことのできる性質のもので かかる事態を本則的なものとみているとは解 年休はあらかじめその時期を定めておく

がみたされた場合に生ずる、 有泉教授は、 年休権は、 労働者が次年度内に一定数 三九条一項・二項の要件

を

であると考える。

本則的方法によることを可能かつ適当ならしめるもの

かかる年休の利用方法は、時季請求についても既述

制度本来の趣旨にも合致してお

者の請求をまたずに休暇を与えることをせずにその年次 労働者側から請求がないという理由で、 の目的物が次第に減少して選択指定の余地がなくなった を経過してしまった場合には、三九条違反の責に問われ **氽期間中に休暇を与える債務を負うこととなる。** 法理に従って、 とき債権の目的は残余のものに特定する、という民法 とりうる休暇日数と等しくなった場合は、 どうかについては、 についての概念である「種類債権」の語を、 定(四〇) の特則をなすものとしてとらえ、 さらに、 であるとされる。 「請求」がないままに当該年度の残日数がその労働者の 時的消滅を内容とする年休について用いるのが適当か 労働日の就労義務を免除されるという一 三九条三項を種類債権の特定に関する民法の規 使用者は労働者の請求をまたずにその残 もともと物の引渡しを目的とする債 私は非常な疑問をもつが、教授は、 使用者側で労働 限定種類債権 労働者側から 種の種類債 就労義務の 従って 権 権

とするところは異なる。休暇実現の方式として休暇日 安尾教授も、 (イ労働者が指定する、 同じ結論に達せられる。 四労使協議して決定する、 ただしその理 (4)

てもやむを得ない、との結論に到達される。(6)

この聴取を怠っただけで直ちに本条違反の罰則の適用をうける 働者が当該年休をいかなる時季にとる意思であるかを聴取すべ すよう勧奨すべき義務を負うものと解する。(前掲書のな 季の指定がない場合には、 年休をとる権利の生じた労働者に対して、使用者は、その労 期間経過してもなお、 三九条三項は、 を負うことを前提として含んでいると解しつつ、 旧施行規則二五条のような規定のない現在において 三九条一項・二項の要件のもとにある年度 労働者から「請求」即ち休暇時 使用者は、 この「請求」をな 他方、

解を排斥する。しかし、三九条一項・二項の規定に従 は年休を付与しなくても当然に罰則の適用なしとする見 暇日を指定し付与する義務を負うと解すべきだとされ 使用者は「あらかじめ労働者の希望する時季を聴取 休付与義務は積極的に解釈せらるべき」であるか 事業の正常な運営との調和をはかるた 労働者からの請求がない場合に 使用者は一方的に休 使用者の 相当 使用者がある労働者に対し年休付与義務を負うにいたっ ておくことを認めず、 働者のとりうる年休の残日数と同じ(またはそれ以下)に 時季指定がないままに、 年 換言すれば、三九条は、 と書いた。しかし、いまこの見解を右のようにあらためたい。) 促したにもかかわらず、 合はもとより、使用者が休暇時季の指定を行なうよう労働者に 時季指定を行ない、これに応じて使用者が年休を付与した場 なってしまうまで使用者側でなんの手もうたずに放置し る点では有泉、 ため使用者側で年休を付与しなかった場合は罰則の適用なし、 ものではなく、 - 休付与義務の生ずることを定めたものではないと解す 使用者が聴取しないうちに労働者が進んで休 安尾両教授と同じであるが、労働者から 労働者側で時季指定を行なわず、その 三九条一項・二項の要件のもとに 当該年度の残余期間が、その労 労働者からの請求を条件として

する等の積極的措置をとる必要がある」とされる。

既述のように、私も、

ある労働者に対し年休付与義務が発生した後、

る。

なお教授は、

使用者が指定するという三つの方式があるが、

労働者の請求がない場合には、

従って私 その

の立場では、

労働者側から時季指定がないままに、

季指定をしないことはほとんど考えられない。

季指定の勧奨が行なわれる場合に、なおかつ労働者が 休暇付与義務を負うにいたったすべての労働者に対し時 負うにいたると解する点で、有泉教授と見解を異にする。

たときは、これに伴ない、

右にのべたような勧奨義務も

ヴァするに足りない状態にたちいたることは、

実際上

度の残余期間

がまだ付与されていない年休残日

決して例外的とはいえないであろう。そして有泉教授 認めない立場では、 稀にしか生じないこととなる。しかしかかる勧奨義務を かわらず、 とされる点には、私は疑問を表明せざるをえない。「時季 は一方的にその時季を決定し付与しなければならない」 とされる。その点では私と立場を共通にする。 時季を聴取する等の積極的措置をとる等の必要がある」 かによって罰則適用の有無がきまるということになる。 かる状態の生じた場合、使用者が勧奨義務を尽したか否 る積極的措置を講じたにかかわらず労働者がその意思 義務を認める必要が果してあるであろうか。また、か 《の適用ありとするのでは、 聴取する等の積極的措置」を使用者側で講じたにもか 労働者がその意思を表明しなかった場合、 適用を免れないとされるが、私の立場では例外的にか 安屋教授は、 右のような状態にたちいたった場合に使用者は罰則 労働者が時季指定をしなかった場合でも、罰 使用者は「あらかじめ労働者の希望する 右のような状態にたちいたることが かかる積極的措置を講ずべ ……使用者 しかし、

余地はなく、

時季指定の勧奨があったにもかかわらず指

暇時季の指定をするよう促した場合に、 して、 べきことを認める実益はあまりないのではなかろうか。 ば 与えない旨の抗弁となる)がこの場合も認められるとすれ ここで問題にしている場合についていえば、 度内の他の時季を休暇時季として指定せよとの抗弁であるが、 営を阻害することを理由とする抗弁(三項の抗弁はその年 の正常な運営を阻害すると否とを問わず、 ぎりカヴァするにたるだけの状態になった場合に、 の性質上、これに選択債権に関する規定を類推適用する えられるが、 方的に休暇時期を指定できることになるという解釈も考 定をしなかったときは、 反となるとするのは、使用者に酷であり、事業の正常な運 の残余期間を休暇として決定・付与しなければ三九条違 を表明せず、 に関する民法四〇八条の規定を類推して、使用者側で一 ちなみに、使用者が、安屋説のいう休暇時季の聴取と 使用者が一方的に休暇時季を決定して休暇を付与す あるいは私のいわゆる勧奨義務の履行として、 かかる解釈はとりえない。 その年度の残余期間が、 選択債権における選択権の移 年休残日数をぎり 休暇を年度内には 年休をとる権 労働者がこの指 使用者側でそ 休

ではないからである。められているのみである以上、かかる移転を認めるべき規定がなく、労働者の指定時季における休暇の付与が定定のなされないときは指定権は使用者に移る旨の明文の

右のような勧奨義務を認めることに対しては、

__

のと、 定に他ならず不当であるとの反論である。 課するのは法三九条に定められていない新たな義務の設 由としてあげられたのと同じ反対論、 として、 義務を定めていた旧施行規則二五条の削除に際しその理 つの反対が予想される。 付与が第三項に規定されている以上、 は不当である。 に対し直ちに三九条違反の刑事責任の成立を認めること でこれをなすよう促すべき義務が当然予定されているも お労働者から「時季」の として、 項・二項の要件のもとで発生する年休付与義務の履行 独立の罰則によって裏づけられたものではない。この 私は考える。もちろん、 労働者の「請求」する「時季」における年休の 年休付与義務発生後、 しかし、 この義務は、 一つは、 「請求」 この義務の故意の不履行 相当の期間経過してもな 使用者の請求時季聴取 がないときは使用者側 両者をつなぐもの 即ちかかる義務を その不履行に対す しかし三九条

めに利用されているかぎり、

の指定を促がされても、

休の利用がなされる場合についても、

同様である。

ないであろう。

欠勤日を年休に事後ふりかえるような年

労働者としては時季指定ができり、事前に使用者から休暇時季

く は た場合に問題となるにすぎないのである。 則との関係は、 九条違反の罰則の適用は問題にならない。勧奨義務と罰 のような予めその時期を定めえない行事への参列等のた 論ではないかという反対論である。 ために、年休を利用しているわが国の現実を離れた理想 式のように予めその時期を定めえない行事への参列等の で時季指定を行ないそれに応じて体暇を付与すれば、 義務の故意の不履行があった場合でも、 制度上無制限の分割付与が認められているだけでな 実際上も労働者がこまぎれに、 年休が実際に所定日数だけとられなかっ しかも結婚とくに葬 たしかに、年休がこ 労働者側で進 第二の反対論

ないときでも、所定の休暇を与えない使用者は処罰されきではない。使用者の勧奨にもかかわらず時季指定をしに近づけようとしないで現実ベッタリの法解釈をなすべている結果であり、この場合に現実を制度本来の姿の方しこれは、現実が年休制度の制度本来の運用からはずれ

ちなみに、

年休を付与せずその年次を経過してしまった場合、

使用

を認めるべきでないとすることは既述のとおりである。難を免れないかもしれないが、私が現行法上かかる結果

有泉教授は、労働者の「請求」がないまま

るという結果を認めるとすれば、

あるいは現実遊離の非

私は、 解すべきである」とされる。しかし、かかる協力義務をはその反面である賃金に対する権利をも喪失するものと という反論に応えることができないのではなかろうか。 条違反の刑事責任が生ずるとすることはできないはずだ 労働者側に認めるとすれば、この義務を労働者が履行し て「年次有給休暇の実現に協力する義務を負担」してい る」とされ、労働者は三項の「請求」をすることによっ 求権がこれと運命を共にするかどうかは別個の問題であ が、その年次の経過による履行不能で消滅したとしても 者の「有給休暇権(労働日の就労義務の免除をうける権利) ないために休暇が実現されなかった場合に使用者に三九 るのであるから「休暇をとることに協力を怠った労働者 者は三九条違反の罰則の適用を免れないが、他方、労働 『就労しないにも拘らず支払わるべき賃金』に対する請 労働者の 「請求」がないまま年休を付与せずその

ているように思う」といわれるが、使用者の承認を要せず らないのだから、普通形成権というものとは性質が異なっ **商給休暇権は「単に一方的に意思表示するだけでは、なん** 方的に行使できる権利だとされる(同教授『労働法講 法律効果も発生しない。実際に休まないと有給休暇にな

- 2 話』一一八頁)。 吾妻編・前掲書三九条註解〔蓼沼担当〕四五六頁以下。
- 4 3 有泉 安屋「年次有給休暇」『労働法大系5』 『労働基準法』三五三~四頁。 一〇五頁。
- 6 有泉・前掲書三五四頁、三六〇頁。

3

同旨、沼田『労働法論』上三七三頁。

- 安屋・前掲論文一〇五~六頁。
- 『註解労働基準法』四八一~二頁
- いる場合には、その点で三九条違反と解すべきである。 かる不利益取扱を通じて休暇をとることを事実上阻止して 労働者側で時季指定を行なわない場合が考えられるが、か 面で不利益な取扱をしているため、勧奨をうけてもなお 一方で勧奨しながら、年休をとった者には賞与その他
- 旨、 認めない立場に立つものである。有泉教授も年休の繰越し 結果を生ずる場合がある(拙稿・前掲書五○二←三頁。同 を否定される。しかし繰越しが行なわれるのと実質上同じ 行不能に陥るということ、即ち年休のいわゆる繰越しを 有泉·前掲書三五九頁)。 この見解は、年休付与義務がその年度の経過とともに 有泉・前掲書三六〇頁。

Ξ

て、 う「時季」の意味等について注目すべき見解を示した。 った場合にも成立すると解する方が少なくとも現行法 が労働者の請求に対し不当に三項による承認を与えな か成立しないことになる。 成立する余地がなくなり、わずかに四項に関してのみし 権説をとると三九条違反の罪は、 効するという立場をとっているものと解される。②形成 を与える行為、即ちその承認と相まって有給休暇権が発 られていることにてらすと、法は使用者側における休暇 ない」とか「与えることを要しない」という表現が用 と解するのが、 なるものがあるが」」やはり一種の請求権に属するもの きことを覊束されている点において、 書の場合を除いて請求された時季に有給休暇を与えるべ ちに形成的効果を生ずるものではなく、〇三九条「三項但 最近、 次の四点をあげる。(1)三九条で「与えなければなら この裁判例は、 ある裁判例は、年休権の性質、三九条三項に(1) より適切である」という。 年休権は「労働者の請求により直 むしろ請求権説に従い使用者 三項に関しては殆んど 普通の請求権と異 その理由とし

神に忠実である。

(3)請求権説をとる方が、

使用者が休

から、 を「時季」の「指定」と解する私見では、「請求」が使用 定しているにすぎないのである。なお、 則との関係で、他の多くの労基法上の事項と同様、 となっている、 もしれないが、法文は「使用者は与えなければならない」 うように規定されておればあるいは形成権と解しうるか そらく、「労働者は……休暇をとることができる」とい らない」、二項但書の「与えることを要しない」との文言 書の適用される限度では、 ても賃金支払義務を負わされているのである。 確に保留されているからこそ、使用者は休暇期間に対し というかたちで使用者側の労働力に対する管理支配が明 がとれる。 暇期間に対して賃金支払義務を負うこととの関係で調和 いう立場をとっていると解しうるであろうか。 ついても直接には使用者の付与義務という角度から規 しかしながら、三九条一項、三項の「与えなければな 法は休暇権が使用者側の承認をまって発生すると 労働者からの請求に対し承認ないし時季変更 というのであろう。しかし労基法は、 両説の間に実質上差がない。 三項の「請求」 判決はお (4) 三項但 年休 罰

者の承認(ただし覊束された)を要する請求なりや、

形成

なる。) しかし、労働者の請求に対し不当に三項による承

る。 項にいう「時季請求」を意味するとする従来の形成権説。 場合の効果に関するかぎりでは、 権の行使なりやの問題は、 まえばその限度で使用者の三九条違反は問題にならないことに とができるとする形成権説のもとでは、 者が休暇に入らなかった場合は三九条三項違反となると解しう 時季変更の抗弁の要件が存しないのにこの抗弁をしたため労働 請求権説の立場では、 日が特定されることとなるからである。②の点について 要することなく休暇として労働義務の消滅すべき労働 ないかぎり労働者の右の指定により、 においては同じになる。けだし三項但書に定める事由 で問題となるにすぎない。そしてかかる指定のなされ な始期・終期を定めての休暇時期の指定のなされる限度 はたしかであろう。 なるとまではいえないにせよ、成立の余地が少なくなる に三九条違反が三項に関しては殆んど成立の余地がなく しかし「請求」とともに使用者の承認なしに休暇に入るこ 具体的な始期・終期を定めての休暇時期の指定が三 (形成権説によっても、三項但書にいう 形成権説をとると判決のいうよう 制度上は例外である、 私見は形成権説と結果 実際に休暇に入ってし 使用者側の承認を 具体的

問題にならぬ)、 カン 力に対する管理支配」 が る労務の提供を請求する権利をもち労働者が労働日にお する私見では、三九条違反が三項に関して成立する範囲 る労務提供の義務を負うことを前提として、この義務 し年休手当は労務提供義務が一時的に消滅する期間 かる管理支配の存しない休日については休暇ということは これら両説よりも広くなる。 このことを表現するのに、 時的に消滅するのが休暇にほかならないのであるか ったい、 といっても別に支障はないであろう。 使用者が労働者に対し労働日におけ を前提にしてはじめて存在しうる 休暇は (3)の点についても承服 「使用者側の労働

> 論理は、 とんどすべてに賛同しえない。 点は、 形成権説がまさる。要するに、(4) ど差がないからである。しかしこの点に関する限りでは 形成権説では、 めての労働者側の「請求」だけを問題とする請求権説 に対する管理支配が留保されていると解すべきだという 承認ないし時季変更というかたちでの使用者側の労働力 対する管理支配の存する場合に支払われるものである 0 主要な部分をしめる労務提供 消滅する期間に対して支払われるものであって、 即ち「使用者側の労働力に対する管理支配」 年休手当は賃金であり、 賃金の支払われる年休の発生については、使用者の 判決のいう通りである。 その出発点において間違っている。最後に(4) いずれによっても結果においてはほとん 賃金は使用者側の労働力に いの対 判決の(1)~(4)の立論のほ 具体的な始期・終期を定 価とは異なる。 が 賃 時 判決

このほか使用者の承認)

によってのみ生ずるのではないと

定を本則と解し、休暇の始期・終期の特定は、

形成権説のいわゆる労働者の

「請求」(請求権説では

請 求

権

者に解しなければならぬという理論的必然性はない。

約三カ月の長さの期間についての休暇「時季」の指

反が成立すると解することも、

いずれも可能であり、

前

な

求した時期に体暇をとることを妨げた場合にも三九条違

他方、不当に三項による抗弁権を行使して請

認を与えなかった場合でも三九条違反が成立すると解す

ることも、

働者の休暇請求も…… 継続した或は分割した日数に及び、 用いたことについて、「それは、有給休暇が二〇日以内の 上の季節に跨り得ることなどを考慮し、 この判決は、 三九条三項が「時季」という文言を 季節を単位として為し得ることを 従って時として二つ 場合により労

以

べきだとする弁護人の主張に対し傍論として答える際に 季節と同視しない私の立場に対しては、批判となるもの て行なわれるべきことまでを要求している律意ではな までのことであって、必ずしもすべてが季節を単位にし 方法も異なってくるが、 応して、「事業の正常な運営を阻害する」かどうかの判断 終期の特定のしかたに諸種の態様が認められることに対 なお労働者の「請求」と、 の立論は、四半期を季節にすりかえての反論といえる。 のべられたものである。四半期は必ずしも委節と同じで で四半期を超える時間的拡がりにおいてのみとらえらる の正常な運営を阻害する」かどうかは、「時季」との関係 私は賛成しえない。なお右の立論は、三項但書の「事業 表現をとった趣旨を判決のように軽く考える立場には、 ではない。しかし三九条三項が「時季」という幅のある なく、単に三ヵ月の期間を意味するとすれば、判決の右 い」とする。かりにこの立論が正しいとしても、時季を も許容する趣旨で、『時季』という幅のある表現をとっ その点にはここでは触れない。 それを通じての休暇の始期・

解を示すことを差控えている。

上の争議行為に該当するとして、年休権の性質について見上の争議行為に該当するとして、年休権の性質について見なされたものであるが、同種の事件である都教組事件に関する東京地判昭三七・四・一八(『判例時報』三〇四号四する東京地判昭三七・四・一八(『判例時報』三〇四号四する東京地判昭三七・四・一八(『判例時報』三〇四号四方。東京地判昭三七・四・一八(『判例時報』三〇四号四方。東京地判昭三七・四・一八(『判例時報』三〇四号四方。東京地判昭三七・四・一八(『判例時報』三〇四号四方。東京地判昭三八・一〇・二五(『労働法律句報』五〇九・一日以下)、佐教組事件に関する和の罪に問題に、一旦に関する和の罪に関するとして、年休権の性質について見なされた。

(2) 野村教授は、労働者は、使用者の「時季変更権」によって対抗されるとはいえ、使用者の承認なしに一方的に意思表示をするだけでは、なんの法律効果も発生しない。実際に休まないと有給休暇にならない」のだからこれを形成権というのは不適当だとされる(二註(1)参照)。「実際に休まないと休暇にならない」のはたしかであるが、しかし具まないと休暇にならない」のはたしかであるが、しかし具まないと休暇にならない」のはたしかであるが、しかし具まないと休暇にならない」のだからこれを形成権というの「請求」の意思表示により、休暇として労働義務の消滅する労働日が特定されることになるのであって、実際に休かる労働日が特定されることになるのであって、実際に休かな分別の意思表示により、休暇として労働義務の消滅という休暇の効果がする労働日が特定されることになるのであって、実際に休かる労働日が特定されることになるのであって、実際に休かで後にその労働日の労働義務の消滅という休暇の効果がある労働日が特定されることになるのであって、実際に休かる労働日が特定されることになるのである場合にない。

件)『判例時報』三三四号二頁以下。この事件は教組の一1) 福岡地判昭三七・一二・二一(福教組動評反対闘争事

う休暇の効果が生ずると解すべきではない。 の日に就労しないことになってはじめて労働義務消滅とい すべきであるが、しかしだからといって労働者が現実にそ 者は不当利得返還請求権でなしに賃金債権を取得すると解 することになった労働日に労働者が就労した場合は、労働 発生するわけではない。ただ、休暇として労働義務の消滅

- (3) 賃金は労務の提供を条件としてはじめて具体的に発生 当をかかる賃金でなしに手当であるとする私見を排斥され はかかるものである(拙稿「スト不参加者の賃金請求権」 するものに限られるわけではない。しかしその主要なもの 『季刊労働法』五二号参照)。しかし有泉教授は、年休手 (同教授『労働基準法』三五八頁註一)。
- 4 詳細は、 吾妻編『注解労働基準法』四九三頁 (蓼沼担

(5) 詳しくは吾妻編・前掲書四八六~四八八頁

0 とるという方式を、労基法三九条三項の「時季請求」の ような年休のとりかた。 期間もおかず、 形成権説、請求権説は、いずれも、現に多くみられる 具体的な始期・終期を特定して年休を 即ち労働者がある日突然、 相当

に、

実証されていくであろう。 来の趣旨に沿い、 みられるような「時季請求」でなしに、時季指定権説が 本則として強調するような「時季請求」こそ年休制度木 いくかぎり、やがて「時季請求」の意味について、 始されたといえよう。そしてこの目標の実現を追求して ない。これがどれほど切実な目標として追求されている かは問題であるが、少くともその方向への歩みは既に開 近、年休の完全消化を目標の一つにかかげる組合が少く 態と遊離しているとの批判が加えられていた。しかし最 して強調するような年休時期のきめかたは、 うな解釈論上の批判とならんで、時季指定権説が本則と 期の た、時季指定権説に対しては、 するような「時季」=約三ヵ月の期間についての休暇時 本則とみるか、あるいは少くとも、時季指定権説の強 決してそれが現実から遊離した理想論でないことも 「指定」が本則であることをとくに取上げない。 かつ法文にも忠実なものであると同時 本稿で反批判を加えたよ わが国の実 ま

(一橋大学教授)